

平成27年 教育委員会第1回定例会 会議録

日 時 平成27年1月27日（火）
場 所 九段小学校 3階図書室

午後3時20分～午後5時05分

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第1号』教育事務に関する議案に係る意見聴取
- (2) 『議案第2号』千代田区立九段中等教育学校教育職員の配偶者同行休業に関する条例
- (3) 『議案第3号』千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 『議案第4号』千代田区教育委員会の教育目標及び平成27年度千代田区教育委員会の基本方針

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 平成27年度教育委員会事務局の組織について

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成27年度予算の概況
- (2) 次世代育成行動計画（素案）への意見募集
- (3) 教育広報「かけはし」の発行

【子ども施設課】

- (1) 富士見小学校 校庭芝生化の検討状況

【指導課】

- (1) ふれあい月間報告（第2回）
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（12月）

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（2月5日号）掲載事項

【九段中等教育学校】

- (1) 平成27年度九段中等教育学校適性検査応募状況

【指導課】

- (1) 東京都教育委員会職員表彰

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
-------	-------

教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（11名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長 傍聴者から傍聴申請があった場合には、傍聴を許可することとします。それを踏まえて、よろしくお願いたします。

ただいまから、平成27年教育委員会第1回定例会を開会します。

本日、欠席はございません。

また、今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。

◎日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 『議案第1号』教育事務に関する議案に係る意見聴取
- (2) 『議案第2号』千代田区立九段中等教育学校教育職員の配偶者同行休業に関する条例
- (3) 『議案第3号』千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 『議案第4号』千代田区教育委員会の教育目標及び平成27年度千代田

区教育委員会の基本方針

近藤委員長

日程第1、議案に入ります。

議案4件ございます。

第1号、教育事務に関する議案に係る意見聴取について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第1号、教育事務に関する議案に係る意見聴取についてご説明いたします。

資料の議案第1号、ホチキスどめになっております。こちらのほうをご覧ください。

こちらの議案の内容は、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてです。このたび、地方公務員法の改正により、職員が、配偶者の海外勤務等により、外国において配偶者とともに生活をする場合に、3年を超えない範囲において休業することが認められることとなったため、この同行休業について必要な事項を定めるものです。また、配偶者同行休業中の職員については、給与が支給されないこととなるため、この条例の制定に伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例についても必要な改正を行います。

施行につきましては、平成27年4月1日からとなります。

概略については以上ですが、同行休業の詳細につきまして、指導課長のほうから補足をさせていただきます。お願いします。

指導課長

議案第1号の資料、6枚目をご覧ください。

職員の配偶者同行休業に関する条例等の制定について、この資料に基づきましてご説明を申し上げます。

地方公務員法が既に改正されておりまして、東京都の条例も昨年末に条例改正がされております。それに伴いまして、本区の有為な職員の継続的な職務を促進する観点から、配偶者同行休業に関し必要な事項を定めたものでございます。

今回、区の職員全体の配偶者同行休業に関する条例等を制定するわけですが、教育委員会に関係するものは、幼稚園教諭関係の条例改正、それと九段中等の区費負担の分の条例制定がなされます。配偶者同行につきましては、職員が、外国で勤務等により外国に住所または居住を定めて居住する配偶者と、当該住所または居住において生活をともにするための休業のことを言います。

2番をご覧ください。

配偶者同行休業の内容でございます。対象除外職員を規定しております。条件付採用期間中の職員等、記載のとおり職員でございます。

期間につきましては、3年を超えない範囲の期間としております。この範囲内において、1回に限り延長可となっております。

(3)の対象となる配偶者の外国滞在事由としては、①の外国での勤務を初めとし、4点ございます。特に④は、①から③までに準ずる事由として任

命権者が定めるものという規定でございます。

職員の配偶者同行休業に関する条例案文は、この資料を3枚戻っていただきますと、職員の配偶者同行休業に関する条例というのがございます。この区の条例に基づきまして、4番の条例制定に伴う他の条例の改正等ですけれども、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正となります。当然のことながら、区の職員と同様に、給与を支給しないという規定がございます。資料は、後ろから2枚目に新旧対照表がございますが、下線部分が改正される部分でございます。

それと、後ほど議案第2号で議決いただくこととなります九段中等教育学校教育職員の配偶者同行休業に関する条例の制定もするものでございます。こちらにつきましては、東京都の条例に配偶者同行休業に関する条例の適用を受けますという内容のものでございます。

参考として、改正される条例は、まず、職員の給与に関する条例、これは区の職員です。

(2) 区の職員の退職手当に関する条例の一部改正、こちらは幼稚園教諭も含まれてございますので、特段幼稚園教員の退職手当に関する条例はございませんので、これに包括されているというものでございます。

そして、最後に、職員定数条例の一部改正というものがございます。

施行期日は、先ほど子ども総務課長ご発言のとおり、平成27年4月1日となっております。

説明は以上です。

子ども総務課長

ただいまご説明させていただきました、こちら、職員の配偶者同行休業に関する条例については、委員の皆様からご意見等がない場合には、この議案について異議なしということで回答したいと考えて、本日、議案を出させていただきます。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問等ございますか。特によろしいですか。

(なし)

近藤委員長

特にないようです。

議案第1号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第1号を決定することとします。

続きまして、議案第2号、千代田区立九段中等教育学校教育職員の配偶者同行休業に関する条例について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

続きまして、議案第2号についてご説明させていただきます。

こちらは、九段中等教育学校の区費負担に係る教職について、議案第1号と同様の配偶者同行休業について定めるものです。

条例の規定の仕方といたしましては、東京都条例の例によるという形にし

ておりますが、内容につきましては、先ほど議案第1号で説明させていただきました職員の同行休業に関する条例と同様のものがございます。

こちらにつきましても、施行は平成27年4月1日からとなります。

内容については、今申し上げましたように、議案第1号と同様ですので、詳細は省略させていただきます。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございますか。よろしいですね。

(なし)

近藤委員長

特にないようです。

議案第2号について採決をしたいと思います。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第2号を決定することとします。

子ども総務課長

議案第2号につきましては、後日、千代田区長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定です。内容趣旨に相違がない場合には、教育委員会として異議がない旨の回答をすることを事前にご承認お願いいたします。

近藤委員長

それでは、今お話がありましたとおり、内容について相違がない場合は、事前にこの場で承認をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(了承)

近藤委員長

それでは、全員意見が一致でございます。承認いたしました。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第3号、千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第3号、千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

内容は、千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、同じく同校の教育職員の育児休業に関する条例、給与等に関する条例、及び給与等に関する特例措置に関する条例、九段中等教育学校の教育職員に関わりますこれらの4条例につきまして、教育職員の定義の仕方を改める規定整備を行うものです。

先ほどご説明いたしました配偶者同行休業に関する条例の制定の際、同条例におきまして、教育職員の定義規定を、これまでの条例のように、教育職員を列挙する形ではなく、教育公務員特例法等に準拠する形の規定にすることといたしました。

これにあわせまして、本件の4条例、教育職員の定義規定につきまして

も、配偶者同行休業に関する条例と同様の形式に改めるものです。

なお、施行日ですが、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用することにしたいと考えております。遡及措置をする理由といたしましては、平成20年に学校教育法が一部改正され、副校長、主幹教諭及び指導教諭が新たに規定されました。これまで、副校長は教頭に、主幹教諭、指導教諭は教諭に、それぞれ準じる、あるいは含まれるものと解釈し、それぞれの条例が適用されるとの運用を行ってきましたが、今般、配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、本件4条例につきましても、教育職員の定義規定を変更するに当たりまして、従前の条例の適用について疑義が生じないように、改めて明確にするため、学校教育法の改正時にさかのぼって遡及適用するものです。

議案のほう、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

こちらにございますように、4条例全て同じ形での改正になります。右側が現行条例、こちら定義という形で、先ほどご説明しましたように、教頭以下、列挙する形になっております。これを左側の新条例、定義というところにごございますように、地方公務員特例法に規定する教員という形で、法令に準拠する形式の規定に改めるということがこちらの内容でございます。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等ございますか。

(なし)

近藤委員長

特にないようですので、議案第3号について採決を諮りたいと思います。賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第3号を決定することとします。

子ども総務課長

それでは、議案第3号につきましても、後日、千代田区長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定です。内容趣旨に相違がない場合には、教育委員会として異議がない旨の回答をしたいと思っておりますので、その件につきまして、事前にご承認をお願いいたします。

近藤委員長

それでは、内容について相違がない場合は、事前に承認をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(了承)

近藤委員長

全員賛成につき、承認いたしました。お願いいたします。

続きまして、議案第4号、千代田区教育委員会の教育目標及び平成27年度千代田区教育委員会の基本方針について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第4号、千代田区教育委員会の教育目標及び平成27年度千代田区教育委員会の基本方針でございます。

こちらにつきましては、既にこちらの中で何度か協議をさせていただきまして、その協議結果に基づきまして、まとめさせていただいたものでございます。

内容につきましては、既に先般の教育委員会でもご説明したとおりでございますので、本日の説明は省略させていただきます。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

前2回にわたって協議をしておりますが、前回から何かこの文言で変わったところというのはございますか。前回までの意見を入れて、前回ご提示いただいたものと変わったところというのは。

子ども総務課長 前回のご提示から変わったところはございません。

近藤委員長 そうですか。

ご質問等はいかがのでしょうか。これも特によろしいですか。

(なし)

近藤委員長 特にないようです。

議案第4号について採決をしたいと思っております。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、議案第4号を決定することとします。ありがとうございます。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 平成27年度教育委員会事務局の組織について

近藤委員長 それでは、日程第2、協議に入ります。

平成27年度教育委員会事務局の組織について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長 それでは、協議事項、平成27年度教育委員会事務局の組織についてです。

本日、A3判の資料、折りたたんでございますが、こちらをご覧くださいと思います。

左側が現行の組織、右側の改正案となっているのが平成27年度以降予定している組織案でございます。

大きな変更点といたしまして、まず子ども・教育部、これを共育と書く子ども共育部、こちらに改めまして、さらに次世代育成担当部長を廃止いたしまして、新たに教育担当部長を設置する、こちらが大きな変更点となっております。

これまでは、教育委員会事務局に子ども・教育部を置きまして、教育部門において、次世代育成支援、いわゆる児童福祉と言われている施策について

も所管することにより、教育や福祉といった区分にとらわれない、0歳から18歳までの連続した子ども・子育ての施策の展開を図ってまいりました。次年度から実施が予定されております今後10年間の千代田区の基本計画となる「ちよだみらいプロジェクト」、こちらにおきましても、子育てのしやすいまちの実現は、重点プロジェクトの1つと位置づけられております。

また、千代田区教育委員会においては、平成22年に共育マスタープランを策定し、共生の理念のもと、家庭、学校、園、地域等が一体となって子どもを育て、また、みずからも育っていく共育——共育という字を書く共育を実践してきました。こちらの共育マスタープランは、本年度までの計画となっておりますが、来年度以降も引き続きこちらの共育を千代田区における子ども・子育て施策における基本理念として実践していきたいと考えているところでございます。

これらの諸状況を勘案いたしまして、子ども・子育てに関するさまざまなニーズに的確に対応できる組織体制を整備することを目的として、冒頭述べましたような形の改正案を本日提案させていただいたものです。

課及び係の整備につきましては、近年の子育て世帯の増加に伴いまして、特に未就学児に対する施策の充実を図るため、子ども支援課と子育て対策担当課長を子ども支援課と子育て推進課に再編いたします。さらに、保育士等の人材育成を担当する共育——共育という字を書きますが、こちらの共育人事主査、こちらを新設するとともに、子育て対策主査を廃止いたしまして、子育て推進係を新設することとします。

また、子ども施設課につきましては、共育施設課——共育という字を書く共育施設課に課名を改め、ちよだパークサイドプラザが区民生活部から移管されることとなります。

また、指導課人事係につきましては、教員人事係に係名を改めます。

改正点につきましては、以上ということになります。

若干わかりにくいところがございますが、こちらの資料を見ていただきまして、左右、現行と改正案を対照させていただきまして、私のほうから今ご説明させていただいた部分をご確認いただきたいと思います。

まず、一番上の子ども・教育部、こちらが右側では子ども共育部——共育という字を書く子ども共育部に変わっております。

それから、少し下に行きまして、次世代育成担当部長、こちらは右側では教育担当部長ということになっております。

それから、その下に、参事（子ども健康担当）とございますが、こちらは現在、保健所長が兼務しているものでございますが、こちらについては廃止ということになっております。

それから、課につきましては、先ほども申し上げましたとおり、子育て対策担当課長、こちら真ん中辺にございますが、こちらが今度は真ん中やや上にありますが、子育て推進課という形になりまして、子ども支援課と事務の調整をいたしまして、両者あわせて再編する形で、特に未就学児に対する施

策、こちらの充実に対応できるような組織ということで再編した形になっております。

それから、改正案の真ん中あたりになりますが、これまで子ども施設課といていたものが、共育施設課——共育という字を書くほうの共育施設課に名称を改めます。

大きな改正点につきましては、以上でございます。

こちら区の組織につきましては、行政委員会も含めまして、区全体として効率的かつ効果的に事務を処理できるよう定めるものということになっております。

本日ご提示させていただきました案は、区長部局と協議の上、区政を取り巻くさまざまな状況や区に課せられた課題解決のために、来年度以降の区の組織のあり方として最も適切なものであろうということで、今回、事務局からご提案させていただくものですが、教育委員会事務局の組織につきましては、最終的には教育委員会規則で定めるということになっておりますので、こちらの教育委員会において決定するというものでございます。

本日は、まだ議案ではございません。協議という形で組織案をご提示させていただいておりますので、この案につきまして、委員の皆様のご意見等をお伺いしたいと思います。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

早速ですが、いかがでしょうか。ご質問やご感想というんでしょうかね、ご意見というよりは。

これ、共に育むという意味での共育というのは、5年ほど前からですか。共育マスタープランから使われ始めているんですか。

子ども総務課長

そうです。

近藤委員長

そのときは、なるほどという、字の持つ意味で、中身がよく理解できたんですが、こうして何か部として、子ども共育部という形で出てくると、個人的には非常に違和感がある字だなという感じを抱きますね、正直なところ。それについてどうこうということではないんですけどね。

この共育ってどういう意味があるんですか。これ、全く造語ですよ。例えば広辞苑とか、ああいうものを引いても、こういう意味での共育って説明がないんじゃないかな。辞書はありますか。もしあったら引いてみてください。

指導課長

多分、千代田区でこの共育という言葉は定義づけているんだと思います。広辞苑だとかでの意味というのがあればそれがそのとおりなのでしょうけれども、委員長おっしゃるとおりに、マスタープランを作成するときに共育、共に育つ、子どもも育つ、保護者も育つ、大人も育つという意味合いでの共に育つ共育というのが定義されていたかと私は記憶しております。

そのマスタープランの共育が、5年たって、さらにそれを進めていくという、基本理念を進めていくという意味がこの組織に位置づけられたのだと私

は解釈をしているところでございます。

近藤委員長

これ、違和感があるから元に戻しなさいとかという意味での意見ではないんです。区長部局から、もう全体、区を通して、全体での中のことですから、もうそれで進んでいくべきだと思いますが、まさに感想を言わせていただきました。

いかがですか。何か辞書に載っていましたか。ないですか。多分、辞書にちゃんとした言葉として説明はないはずですよ。

教 育 長

指導課長が話したとおり、この共に育むという言葉が出てきたのは、学校の中で先生が子どもたちを教えるという、いわゆる従来の教え育てることだけではなくて、教育ということには、それを通じて、子どもに、ある意味では、教えられて、子育ての中で親も成長するし、学校教育の中でも、先生が子どもたちに教えながら、子どもたちの活動によって先生自身も触発されて、より教師としての資質を高めていく、そういう広い意味での、子どもたち、保護者、教師、地域の人たちを通じた成長、成育を、千代田区としては目指していこうという大きな考え方のもとに、当初、耳なれないというか、耳は、「きょういく」だから同じですけど、言葉としてなかなか見えない、共に育むという言葉を使わせていただいて、こうなったものだと思います。

それで、私なりに今回の事務局の提案の思いをお話しさせていただくと、今までは教育委員会の中に、子育ての部門と、それから教えるほうの教育の部門があって、それで、子ども・教育部という部を設置していました。特に、子ども・教育部の所管の事業の中で喫緊の課題が、例えば保育園の待機児ゼロを何としても達成していただくか、学童クラブについても、学校内学童クラブを含めて充実させていただくか、あるいは発達障害を含めた障害を持った子どもたちへの支援をより充実させていくというところが、子ども・教育部全体としての大きな喫緊の課題ということで、特命的に次世代の育成担当部長を置いて取り組んできたという経緯だったと思います。

これからを見通した組織のあり方を考えるに当たって、10年計画とした新たな改定基本計画ももうすぐまとまろうとしていますし、それから、子ども・子育ての新しい制度に基づく計画もそれと並行してスタートします。大きな子ども・子育てに向けての枠組みができる中で、子ども・教育部という組織を見たときには、トータルに、教育と子育て全体を包含するような形で名称や、あるいは組織体制がいろいろということ、子ども共育部という大きな部をつくったらどうかということです。

ただ、その中でもやっぱり、特に次世代を支える子どもたちを教える教育という仕事ですとか、あるいは九段小学校も含め、これからお茶の水小学校ですとか、あるいは麴町保育園ですとか、四番町保育園ですとか、さまざまな施設整備が、子ども共育部の仕事の中でも大きな比重を占めて展開されていくというようなことを捉えたときに、非常にスパンの広い子ども共育部ですので、特に課題として重要な学校教育の内容の拡充ですとか施設整備につ

いては、今後10年間を見据えて、教える担当部長を置いて、力を入れて取り組んでいこうということで、今回ご提案させていただいている組織の枠組みになった、そういった形での組織体制をご提案させていただいていると思っております。

近藤委員長

どうぞ。

中川委員

そういう理念として、教育というのは、教えるだけではなく、共に育むということで保護者、地域などを包括しているからこの言葉になったと考えればいいんですね。

教育長

そういう考え方で、事務局としてご提案させていただいているということです。

中川委員

ただ、それを考えると、教育担当部長のこの「教育」は、これでいいのでしょうか。

教育長

部全体が共に育むという広い大きな事業を所管する部ですので、この担当部長の「教育」は、その中でも、特に学校関係の、指導課ですとか、学務課ですとか、あるいは学校を中心とした保育施設等もありますけども、施設を所管するというので、ここは特に教育内容を強く意識する中での事業展開をトータルに取りまとめるということで、ここは教える担当部長という形での名称にさせていただいたところです。

中川委員

でも、教育担当部長の統括する課の中で、施設課だけ「共育」施設課となっていますね。

教育長

そうですね。そこもいろいろ、中でも議論があったんですけども、この名称には、特に施設については、学校のみならず、保育園ですとか、あるいは児童館ですとか、そういうところも含めて、今回の改定基本計画の中でも改修計画等が位置づけられていますので、ここは少し幅広に、課の所管施設を広く捉えるという意味で、共に育む施設課とさせていただいたと思っています。

中川委員

そうしたら、これは「共育」をとって、「施設課」だけにしているのではないかと私は思いました。

それから、副参事の特命担当というのは、その時々で問題、課題があるときに出てくるわけですね。

子ども総務課長

こちらの副参事（特命担当）につきましては、現在の九段中等教育学校の室長、こちらの事務を行っている者が副参事になります。

中川委員

わかりました。

あと、健康問題は、教育委員会の中で重要な部署と思うのですが、これを廃止したあとは、どういう形になるのですか。

子ども総務課長

健康担当の参事につきましては、現在、保健所長に毎回こちらの定例会に出ていただいているわけですけど、特に子どもの健康問題について、事務局として後退しているとか、そういうわけではなく、例えばインフルエンザですとか、あるいは学校給食の食中毒ですとか、アレルギーですとか、そういった問題が出たときには、必ず保健所長にもこちらに出ていただいて、さま

さまざまな意見を受けていただくというような形になりますけど、常時こちらに職として置く必要はないのではないかとということで、今回外させていただいたものです。

中川委員 でも、やっぱり教育の中の大きな柱なので、どこかに、教育委員会という組織の中に、顧問か何かわからないけども、きちんと位置づけはしておかないといけないのでは。一応意見です。

教育長 子どもの健康管理ですとか、食育ですとか、あるいは体育も含めて、この専門職としての重要性を鑑みて、これまでは参事（子ども健康担当）として組織の中に位置づけてきたところですけども、実態的には、必ずしも子ども共育部の中の組織に強く縛る形で位置づけなくても、いろんな形での協力とか連携体制を逐次図っていく中で、重要性を損なわないで運用できるという、事務局全体の組織検討の中での判断として、今回は組織図からは除かせていただいたという経緯でございます。

近藤委員長 協議ということですので。

参事（子ども健康担当） 実際に、学校ですとか保育園は、子ども・教育部の所管するさまざまな事業や施設で何か健康に関する課題が起きた場合には、私1人が何かをするということではなく、保健所として連携をとって、保健所の中の課長や職員も一緒に、組織として連携をとって、さまざまな対策をしていくということは、今までもやってきておりますし、今後も変わりません。むしろ、私、2年弱この立場に立たせていただいていたんですが、あえてこういう形でなくてもその連携はとれますし、逆に、少し言葉は悪いんですけど、中途半端な感じになってしまっているような気がしていたので、普通の区の全体の組織の中できちんと連携をしていくということのほうがすっきりするのではないかと考えております。

近藤委員長 最終的にここで、方向性について云々ということでは決してありませんので、意見として言わせていただいているだけとご理解いただければいいんだと思います。

1つ、教えてください。新しい改正後の図で、子ども共育部、上の部長というか、子ども共育部が全体を所掌して、教育担当部長というのは、その施設、学務、指導、そこを所掌するという、そういう意味ですか。その点線は。

子ども総務課長 今、委員長ご指摘のとおり、この子ども共育部長が全体を統括いたしまして、その中で、特に共育施設課、指導課、学務課、こちらにつきましては、教育担当部長がさらにこちらの担当していくという、そういった形になっております。

近藤委員長 理解できました。

そのほかはいかがでしょうか。何かございますか。今日のところはそこまでよろしいですか。先へ進んでよろしいですか。

(なし)

近藤委員長 これは、最終的にはまた教育委員会で決定という形をとるわけですか。

子ども総務課長 | この後、必要ならばまた、さらに協議という形で出させていただきますし、最終的には教育委員会事務局規則の処務規定の改正という形で、議案を提出させていただきたいと考えております。

近藤委員長 | わかりました。

| それでは、今日は先へ進ませていただきます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 平成27年度予算の概況
- (2) 次世代育成行動計画（素案）への意見募集
- (3) 教育広報「かけはし」の発行

子ども施設課

- (1) 富士見小学校 校庭芝生化の検討状況

指導課

- (1) ふれあい月間報告（第2回）
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（12月）

近藤委員長 | 日程第3、報告に入ります。

| これは、指導課長の報告が最初でよろしいですか。

指導課長 | 指導課の報告の部分ですけれども、まず1点目、ふれあい月間の報告（第2回）でございます。

| 資料、A4、1枚のものが表裏あります。ご覧ください。

| こちらのふれあい月間、今年度は第2回目、11月に行ったものでございます。第2回目は、こちらの報告にもありますように、まず1点目が、不登校の調査、これは毎回やっているものです。2点目が、いじめに関する取り組みの認知件数等の報告になります。今回は、それに加えて、裏面になりますが、調査期間におけるスクールカウンセラー等による全員面接の実施の成果と課題ということで、今年度からスクールカウンセラーの全員面接が実施されましたので、それについての成果と課題についての調査でございました。前回のよう、いじめの具体的な取り組みだとか、効果のあった取り組みだとかという調査はございませんでしたので、従前に比べると調査項目は少なく見えますけれども、実際この3つしか調査はとっていなかったというものでございます。それを踏まえてお聞きいただければと思います。

| まず1点目の不登校等でございます。1学期の始業式から11月30日までの間に13日以上、これが不登校生徒との定義が若干違うところですが、通常、文科省の問題行動等の調査では、30日以上とになっております。13日以上欠席している児童・生徒の調査を行っているものでございます。

| こちらのほうは、(1) 理由別欠席者数、ご覧のとおり、病気は、小学校が27件、中学校が4件、計31件。経済的理由はございません。不登校が、小学校2件、中学校21件、計23件でございます。こちらの内訳が(2)に書い

てございます。13日から29日につきましては、中学校が3件、30日以上、文科省で言う不登校児童・生徒ですけれども、こちらは、小学校2件、中学校17件でございます。計19件になります。全欠席は、今のところ中学校の1件でございます。④にありますように、上記に該当しない、本人の問題ということで、小学校6件、中学校2件、計8件でございます。

続きまして、2番のいじめに関する取り組みでございます。こちらも4月1日から11月30日現在でのいじめの認知件数等でございます。

まず、いじめの認知件数ですが、小学校が11件、中学校が15件、計26件でございます。そのうち、いじめが解消した件数ですが、小学校が11件、全て解決済みでございます。中学校は11件で、計22件でございます。中学校が15件中11件解決してございますが、残りの4件が11月30日時点で指導継続中の件数でございます。なお、括弧書きは、いじめの実態及び対応状況把握のための調査、4月1日から6月30日までの内数でございます。

裏面をご覧ください。

スクールカウンセラーによる全員面接を区内でも全校で行っております。中黒は小学校からの意見、丸は中学校・中等教育学校からの意見ということで、集約したものをご報告いたします。

まず1点目の成果でございます。いつでも相談に行けるという安心感を持たせた。あるいは、スクールカウンセラーの存在が十分認知されるようになったと。また、相談件数が増えたというのが小学校でございます。中学校・中等教育学校においては、生徒の情報の共有が的確になったと。また、カウンセリング室を利用しやすくなったとなっております。なかなか中学生だと、教育相談室に入ること自体に抵抗感を感じている生徒も多く、これが全員ということになると、入りやすくなったというのが成果でございます。

一方、課題ですけれども、小学校においては、スクールカウンセラーの勤務日が限られているので、全員面接という膨大な時間がかかりますので、時間的制約が大きかったというものがございます。中学校は、面談を望まなかった子どもが多いことが課題であると。全員面接、やっではいるんですけども、内心はしたくなかったという子が多かったという課題です。2点目は、面接期間は、全員面接以外の生徒が来室しづらい状況、本当は相談したかったんだけど、全員面接をやっているのに、相談に行けなかったという課題もあったというものでございます。

報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。数値のご質問等ございますか。

特になければ、先へ進んでいただいてもよろしいですか。

(なし)

近藤委員長
指導課長

では、進んでください。

それでは、報告の第2点目です。いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告(12月)でございます。

A4横版の資料をご覧ください。

これ、例月でご報告することになっておりまして、12月の分の今回のご報告です。

いじめ報告数及び適応指導教室利用数については、12月の増加はございませんでした。一方、不登校者数が、小学校は変わりなかったのですが、中学校の欄を見ていただきますと、男子生徒が、1年、1件から2件、それと、2年、5件から7件の計3件が増加になっております。中3は変わりありません。また、中等の後期課程についても変わりはないので、計3件、30日以上欠席に達してしまった生徒さんがいたということのご報告でございます。

報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか、ご質問ございますか。

特になければ、先へ進んでよろしいですか。

(なし)

指導課長

今、日程第3の報告を行っているところですが、日程第4、その他の、指導課関係を先にご報告をさせてもらってもよろしいでしょうか。

近藤委員長

お願いします。

指導課長

それでは、第4、その他の指導課案件でございます。

資料は、クリップどめになっておりますA4横版のものと、ステープラーどめになっているA4縦版のものでございます。東京都教育委員会職員表彰でございます。

平成26年度の東京都教育委員会職員表彰においては、今年度、千代田区から、個人表彰1名、お茶の水小学校主幹教諭、関口亮治先生が、体育科教育の推進ということで、功績の概要にありますように、体育の研究活動等の功績が認められて、東京都の体育科教育のリーダーとして活躍したという功績を認められ、表彰されたものでございます。

また、団体表彰、本日視察に来ております九段小学校が表彰されております。主たる功績といたしましては、教育研究の推進ということで、ご説明もあつたかと思っておりますけれども、人権尊重教育の取り組みを継続し、異年齢交流や言語能力の向上等を重点的に他者に対する思いやりの心を育む「心の教育」を推進しているという功績を評価していただきまして、東京都の表彰を受けたものでございますので、ご報告申し上げたいと思います。

参考に、都全体では、個人表彰101名の中の1名、団体表彰は11団体のうちの1団体となっております。

また、あわせて参考資料で、A4縦版の資料、多分ご説明が先ほど校長先生からあつたかと思っておりますけれども、道徳教育の推進等について資料をまとめているものがございますので、ご参考にご覧いただければと思います。

以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問はよろしいですか。

(な し)

近藤委員長

ありがとうございます。

それでは、先へ進みます。

子ども総務課長よりお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課からの報告事項といたしまして、まず(1)平成27年度予算の概況についてご説明させていただきます。

本日、資料を2点おつけしてございます。縦版のものと横版のもの、1つずつです。

まず最初に、横版のほうの平成27年度予算(案)という、表に桜の絵のついているほうをご覧いただきたいと思います。こちら、来年度の予算につきまして、一般に公表する際に説明資料として用いたものでございます。

まず、1枚おめくりいただきまして、2ページ目に平成27年度予算の概要ということで、全体の金額が出ております。全会計といたしましては、622億余ということで、前年度に比べまして44億余、7.6%の増ということになってございます。

それから、次のページ、もう1枚めくっていただきまして、3ページ目、こちらに重点事項となっている取り組み事項が出ております。教育に関係いたします次世代育成に関する取り組みについても、この重要事項として取り上げられているものでございます。

その次世代育成に関する取り組みですが、こちらの内容、もう1枚めくっていただきまして、次の5ページ目以降がそちらの次世代育成に関する取り組みの説明ということになっております。

まず、今後の人口推移ということで、0歳から18歳人口、こちらにつきましては、最近増加傾向にございまして、この傾向が今後も続くものと考えているところでございます。

それから、大きな点といたしまして、次の6ページ目でございます。子どもが健やかに育つための環境の確保ということで、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例を、昨年(平成26年)の第4回区議会定例会で議決いただきまして、この条例に基づく取り組みを来年度の予算における大きな取り組みとして取り上げているところでございます。

この次の、もう1枚めくっていただきまして、7ページ目から、この条例に基づきまして、保育等施設の違に関わらない等しく良好な環境を確保するという、事業者に対する財政、施設、運営の支援、それから、利用者に対する手続の支援、そういったことをしていきたいということで、来年度の予算に組み込んでいるところでございます。

まず、事業者に対する支援、こちら8ページ目になりますが、特に、財政支援といたしまして、保育園の新規開設に係る経費、それから開設前家賃の支援、こちら保育所等整備補助といたしまして、2億円余。それから、保育の質確保に向けた事業者の運営経費の一部補助ということで、要支援児童の

受け入れのため、保育士の追加配置に要する経費の補助。それから、人材確保、保育士の定着率向上に向けた保育士処遇改善支援ということで、区独自に1人当たり2万円を限度として加算いたしまして、人材の確保と保育士の定着率の向上を支援していきたいと考えているところでございます。

1枚めくっていただきまして、9ページ目に、ただいま最後にご説明いたしました区独自の保育士の処遇改善支援ということの図が出てございます。今申しあげましたように、保育士1人当たり月額で2万円を区独自に補助いたしまして、これを給与の上乗せ分の補助、あるいは働く職場の環境改善経費補助ということで、保育士の処遇改善を行って、保育士の人材確保に努めていきたいと考えているところでございます。

その次、10ページ目になりますが、今度は子育て環境の確保に関する取り組みの続きといたしまして、施設支援ということで、代替園庭の確保や学校施設・その他区有施設を活用した子どもたちの遊び場や水遊び場の確保ということを考えております。それから、運営支援といたしましては、各保育施設への定期的な巡回指導、それから事業者との意見・情報交換、各保育施設との研修や交流の実施ということで、区立施設あるいは私立施設、それらの交流を図って、それぞれ相互に適切な質の向上を図っていきたいと考えているところでございます。

それから、次のページへ行きますと、11ページ目、今度は利用者支援ということで、保育園等、あるいは保育・教育サービスを利用する際の手続の支援として、保育コンシェルジュ、こちらを窓口配置いたしまして、保育者の多様なニーズに応じた適切な保育サービスの情報の提供ができるようにしていきたいと考えているところでございます。

次の12ページ目、保育園の待機児ゼロですが、こちらにつきましては、来年度以降も引き続き、幼年人口の増加の中でも待機児ゼロは堅持していきたいと考えているところでございます。

次のページ、13ページになりますが、こちら、今申しあげました保育園の待機児ゼロですが、こちらについては、認可保育所を2カ所、富士見地区及び東神田地区にそれぞれ新規開設、それから認証保育所1カ所、霞が関地区に新規開設ということで、297名の定員増を図って、保育園の待機児ゼロを継続していきたいと考えているところでございます。

次の14ページ目になりますが、学童クラブにつきましても、待機児ゼロを目指していきたいと考えているところでございます。

次の15ページ目になりますが、学童クラブにつきましては、73名の定員増を図りまして、待機児ゼロを継続していける見込みとなっております。学童クラブ、来年度から制度改正で、小学校6年生までの受け入れということになっておりますが、千代田につきましては、既に現在でも6年生までの受け入れということになっております。3年生までは、区内の学童クラブで必ず受け入れをいたしまして、4年生から6年生についても、できる限り受け入れが可能と考えているところでございます。

それから、次の16ページ目、今、先ほども視察していただいたところでございますが、こちらの九段小学校・幼稚園の整備が始まります。九段小学校・幼稚園の整備ということで、4億円余を計上しているところでございます。それから、仮園舎の整備・運営につきまして、1億6,400万円を計上しているところでございます。大まかなスケジュールといたしましては、来年度に仮校舎への移転、それから工事に着工いたしまして、平成30年度に竣工・供用の開始という予定になっております。

それから、次のページ、17ページに行きまして、子どもの予防接種でございます。こちらにつきましては、任意接種に、平成27年度から、B型肝炎の予防接種を追加いたしまして、こちらにつきまして全額助成をしていく、そう考えているところでございます。

主なポイントとしては以上でございますが、もう少し詳細に、平成27年度予算(案)の概要という、こちらでご説明させていただきます。

前半のほうは省略させていただきます、まず5ページ目をご覧くださいと思います。

5ページ目、上段のほうにあります、子ども・教育費につきましては、対前年比で、9億円余の減ということになってございます。

それから、次に行きまして、11ページ目、こちら次世代に関する取り組みということでございます。こちらにつきましては、先ほど主なポイントについて説明させていただきましたが、そのほかにもさらに、こちらに記載してございますような、四番町保育園、それから児童館の整備、それから特別支援教室の環境整備、それから国際教育の推進、それから子どもの遊び場確保に関する取り組み、先ほどご説明いたしましたもののほかに、こういったものについて、新規あるいは拡充等で予算を計上しているところでございます。

こちらの子ども・教育部に関する主な取り組みについてということで、23ページ以降に主な取り組みを記載してございます。

1番目といたしましては、平成27年度から新たに子ども・子育て支援の新制度が始まることに伴いまして、区といたしましては、先ほどもご説明いたしました「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」というものを制定し、新制度のもとでも対象とはならない認証保育所等の認可外施設も含めました、区が関わる全ての保育施設で、等しく良好な子育て環境を確保できるよう、運営事業者への支援、あるいは保護者の多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備、こういったものを進めていきたいと考えているところでございます。

また、この後ご説明させていただきたいと考えてございますが、区民の保育ニーズ調査に基づきまして、今後5年間の保育の供給計画を示しました「次世代育成支援計画」を作成いたしまして、従来の保育所やこども園のほか、さまざまな保育ニーズに応えるための地域型保育事業の運営事業者へ支援を行うことで、保育供給量の拡大に取り組み、また、保育園の待機児童を

ロを継続していきたいと考えているところでございます。また、学童クラブにつきましても、同様に、学童クラブの待機児童ゼロに取り組んでいくというのは、先ほどご説明したとおりでございます。

それから、次の25ページ目になります。

取り組みの2番目といたしまして、個に応じた指導の充実を図るとともに、多様な人間関係の中で、他者を思いやり、相手の立場に立って考えられる力を育むための心の充実に取り組むということで、特にいじめ問題、こちらにつきましては、「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に基づきまして、全ての大人がいじめを許さない強い姿勢と協力のもと、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につながる取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

また、発達障害などの特別な支援が必要な子どもたち一人ひとりの特性や状況に応じた学習や生活の支援を行うとともに、それぞれの個性を認め合う共生社会を実現させるための意識の醸成を推進していきたいと考えております。

平成27年度におきましては、区立の全ての学校で特別な支援を要する児童・生徒が、在籍校で指導が受けられる情緒障害の特別支援教室を整備するとともに、担当教諭による巡回指導の試行を開始いたします。本格実施は平成28年度からということになっております。

それから、取り組みの3番目といたしましては、グローバル社会で活躍する資質・能力の育成を図り、主体的・協働的・創造的に生きる力を身につけるため、きめ細かな指導を推進し、質の高い教育を進めていくということで、平成27年度からは、低年齢からの外国人講師による英語に親しむ機会、英語教育の充実、これによる国際教育の推進に加えまして、区立の中学校・中等教育学校の1～3年生が英語検定を受ける際の検定料を助成するということを行い、子どもたちの英語能力の把握、あるいは意欲の向上につなげていきたいと考えております。

また、区立の小学校・中学校・中等教育学校におきまして、今年度ICTのリプレースを行いました。こちらのICT機器を利用いたしましたICT教育を一層進めていくとともに、また、図書館につきましては、図書館司書による定期的な訪問、読み聞かせ事業によりまして、読書環境の充実を図ってきたいと考えております。

それから、次の26ページ目、取り組みの4番目といたしまして、児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整備するというところで、千代田区では、平成25年に「千代田区子どもの遊び場に関する基本条例」を制定いたしまして、子どもの外遊びをとりまく環境を整備していくこととし、これまで取り組みを進めてまいりましたが、こちらの子どもの遊び場につきましては、実施場所、それから実施回数の増を図っていきたいと考えております。

また、平成27年度からは、土曜授業の開始、それから九段小学校の仮校舎の移転などに伴いまして、子どもの見守り体制を充実させていきます。

それから、九段小学校・幼稚園の整備につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成27年度から本格的な建設工事に着手いたします。また、仮校舎の移転も同様に平成27年度から始まります。

あわせて、お茶の水小学校・幼稚園につきましても、周辺のまちづくりの状況を踏まえた整備計画の検討を来年度進めていくという状況でございます。

来年度予算の概要、取り組みの方向性につきましては以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがですか。ご質問ございますか。

教 育 長

補足で、5ページのところで、千代田区全体の予算は大きく膨らんでいるんですけども、子ども・教育費が前年度比、9億6,900万円、9.7%の減となっているのは、今年度をもって、神田一橋中学校の改修工事が終了したというところが大きな要因でございます。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問ございますか。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長

では、先へ進んでまいります。

お願いします。

子ども総務課長

では、子ども総務課からの報告事項、2番目の報告事項、次世代育成行動計画（素案）への意見募集についてでございます。

本日、資料2点おつけしてございます。1つは、A3のカラー刷りのものがございます。もう一つは、千代田区次世代育成支援計画（素案）というタイトルがついている、ホチキスでとじているものがございます。

こちらの千代田区の次世代育成支援計画につきましては、先般、子ども・子育ての支援事業計画ということで、こちらの委員会にも案をご提示させていただきました。その際にも申し上げましたが、全体の構成等につきまして、まだ庁内での合意がとれていないということで、構成については変更の可能性があるとご説明させていただきましたが、今回こちらの後ろにおつけしてございますような次世代育成支援計画の素案という形、こういった形で全体をまとめさせていただきました。

こちらのA3のカラー刷りの資料に従ってご説明させていただきます。

まず、全体の概要ということで、千代田区におけるこれまでの次世代育成の計画についてですが、千代田区では平成17年に、千代田区次世代育成支援行動計画を策定いたしまして、また、平成22年に、この次世代育成支援行動計画の後期の行動計画を策定いたしまして、保育園の待機児童ゼロ対策、小学生の放課後の過ごし場所の整備、それから保育園、こども園、幼稚園、学童クラブなどの充実に加えまして、母子保健や教育など、こういった次世代育成施策の充実を図ってまいりました。

平成26年度でこちらの後期行動計画は最終年度となりますが、平成27年度からは新たに「ちよだみらいプロジェクト」ということで、千代田区の第3次基本計画が始まります。これにあわせまして、この次世代育成支援行動計画（後期）の内容を整理いたします。また、先ほど予算の概要でもご説明いたしましたが、来年度から「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」が施行されること、それから、子ども・子育て支援法に基づきます新制度が来年度から開始されまして、子ども・子育ての支援事業計画を制定する必要がございます。これらを踏まえまして、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」についての取り組み、それから、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に関する取り組み、こういったものを1つにまとめまして、今回新たに千代田区次世代育成支援計画ということで、計画の素案を作りまして、これについてパブリックコメントを行いたいということをお知らせさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、2番目、「基本理念」とございますが、こちらの千代田区の次世代育成支援計画における考え方といたしましては、これは従前からの千代田区の次世代育成支援の行動計画と全く同じでございます。基本理念といたしましては、「子どもと親の育ちを地域全体であたたかく支えるまち—千代田」ということで、それに対し、6つの基本的視点を考えております。これらは従前の行動計画の視点そのままでございます。

それから3番目、計画期間につきましては、平成27年度からの5年間ということでございます。4番目、人口フレームにつきましては、先ほど予算の概要でもご説明いたしましたが、近年、幼年人口の増加傾向がございまして、これが向こう5年間、計画期間の間は継続するという、そういった見込みで計画を立てております。

次に、5番目、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例に基づく取り組みということで、こちらの取り組みの主な内容につきましては、先ほど予算概要のところでご説明させていただきました。こちらの内容を計画にも取り込みまして、向こう5年間に渡り、こちらの条例に基づく取り組みを続けていきたいと考えております。

それから、6番目の計画事業でございます。これは今回の次世代育成支援事業計画に基づき、さまざま実施していく事業でございますが、裏面をご覧ください。こちらに出ておりますのが、事業の一覧ということになります。こちらの事業、第3次基本計画におけます施策の方向性、それから施策の目標、これに従いまして整理したものでございます。こちらは、従前の次世代育成支援の行動計画に記載されておりました事業、これらをそのまま引き継ぐ形で、既に終了したものについては除き、新たに始めるものについては加えるという形で、来年度以降、向こう5年間のものにあわせて修正したものを、基本計画の体系にあわせて整理し直したという形で、計画には記載してございます。

表面に戻っていただきまして、次に、7番目、子ども・子育て支援事業とございます。これは、ただいま裏面でご覧いただきました全事業のうち、来年度から実施されます子ども・子育て支援の新制度に基づき、子ども・子育て支援計画として記載することが必要とされている、こちら法定計画でございますので、法律上、記載が必要な事項につきまして、改めて整理し直したところが次のところでございます。

特に大きく、(1)、(2)とございますように、教育・保育施設給付ということで、保育園、それから幼稚園の、こちらの量の見込み、需要数と、それから確保数とございますが、こちら定員を年度ごとに記載することになっておりますので、こちらに記載しているものが計画書にも載っているというところでございます。こちらの数値につきましては、既に従前ご報告させていただいたものと全く同じでございます。

それから、(2)といたしまして、地域子ども・子育て支援事業として、こちら1番から13番まで記載されてございます。こちらの事業につきまして同様に、向こう5年間の量の見込みと確保方策について記載することになっております。ここでは、特に3番の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブについてのみこちらに記載させていただきました。こちらの学童クラブの数値につきましても、以前ご報告させていただいたところと同じでございます。

大体全体の概略につきましては、以上でございます。

次に、綴じてございますこちらの資料ですけど、最初の目次というところだけご説明させていただきます。

全体の構成は、今申し上げたとおりでございます。1番、冒頭言がございまして、それから2番の基本理念は、従前からのものをそのまま引き継ぐという形でございます。それから、7番目に子ども・子育て支援事業ということで、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に必要な事項を記載する、そういった形になっております。

前回お示した案ですと、子ども・子育て支援事業計画が前面に出ておまして、そのほかの全体の事業が後ろに来る形になっておりましたが、今回の案では、全体をまず示す形で、6番の計画事業で、事業全体を記載しまして、その中で、特に子ども・子育て支援事業計画に必要な部分をピックアップして取り出すという形で、順序を変えております。7番の子ども・子育て支援事業計画に記載しております内容につきましては、前回ご提示させていただいた案と中身は変わっておりません。それから、前回の案ですと、冒頭に現状の分析などが長く載っていましたが、これにつきましては、資料という形で、巻末に掲載する形に変えさせていただきました。

ちょっと長くなってしまいましたが、資料のご説明につきましては、以上です。

こちらの資料に基づきまして、来月の5日から、一般の区民の方々を含めまして、パブリックコメントという形で、広く皆様のご意見を伺う形をとり

たいと思います。パブリックコメントは、こちらの資料をホームページに掲載、あるいは出張所、それから総合窓口課に、あるいは教育委員会の窓口はこちらの資料を置き、そちらを閲覧いただきまして、ご意見をいただくという、そういった形をとります。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

内容は、非常に広がりが大きいですから、また気がついたら、課長に口頭で、後ほどご連絡ということでも重々よろしいわけですね。

子ども総務課長

委員の皆様方のご意見、それからパブリックコメントで出ましたご意見も含めまして、改めてこの委員会で、それぞれの意見と、その意見に対する考え方をご提示させていただきたいと思っておりますので、ご意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

近藤委員長

ありがとうございます。

では、今日は先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

では、先へ進ませていただきます。

(3)、お願いいたします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課からの3番目の報告事項、教育広報「かけはし」105号の構成案についてでございます。

本日、ホチキスどめの資料をおつけしてございます。

教育広報「かけはし」を年に3回発行しておりますが、3月6日に発行いたします、今年度最後のものとなります。こちらの掲載事項の概要でございます。

今回、特に大きなものとしたしましては、こちら2ページ目から3ページ目にかけてございますが、千代田区の学力テストの結果の概要、それから各校の研究発表校の取り組みを掲載させていただきたいと考えております。

それから、資料の修正ですが、その下にオリンピック奨励校の取り組みとございますが、こちらにつきましては、紙面の関係で3つ載せるのはちょっと難しいところがございますので、最初の千代田区学力テストの結果、それから研究発表校の取り組み、こちらを掲載させていただくこととして、今回、オリンピックの取り組みにつきましては、オリンピックまではまだ時間があり、これからも掲載する機会はあると思っておりますので、こちらのほうは、今回、掲載から外させていただきたいと考えております。

それから、4ページ目、5ページ目に教育研究所コーナー、それから学校保健会だよりに3ページを費やしてございます。それから、あとは九段中等教育学校の出前授業と子どもの遊び場事業、最後に教育委員会開催状況のお知らせ、こういった構成にしていきたいと考えているところでございます。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

教 育 長

いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

この学力テストの結果ですけれども、「かけはし」の構成案の相談を受けたときに、4月に全国学力テストがございまして、今年から、制度的には教育委員会の判断で、学校ごとの成績を公表してもいいことになりました。ただ、この教育委員会で、千代田区においては、学校数も少ない中で、学校ごとの成績の公表は学校の序列化につながる等の理由で、千代田区教育委員会としてはそういう形での公表はしないというご確認をいただいています。

一方で、23区の教育長会に出て、各区と情報交換をしているんですけれども、学校ごとの成績については、公表しないとか、あるいは検討中とかいう区が多かったんですけれども、区全体としての全国学力テストの結果が国や都の平均と比べてどうなのかというところについては、基本的に広報紙で公表するとか、あるいはホームページで公表するとか、公表の方向で検討するとかいう自治体が多くて、そここのところが気になっていました。

最近、幾つかの自治体の広報紙が私のところにも回欄されてきたのですけれども、その中では、学校ごとの成績は公表していませんけれども、何々区とか何々市とかの全体の成績が、国とか都と比べてどのくらいのレベルにあるかというところを公表している自治体があって、千代田区も教育に力を入れている中で、一定の説明責任を果たす意味から、そういったレベルでの公表はしてもいいのではないかと思った次第です。今まで、千代田区は全国学力テストの結果については、教育委員会としては、広報紙とかホームページで全く公表はしていなくて、学校ごとにそれぞれの指導改善プランを作成して、公表してきたということだったのですが、幾つかの自治体で取り組まれているような形での情報提供であれば、逆にしてもいいのではないかと思います。この教育委員会で、教育委員の方々のご意見もいただいた上で、改めて考えさせていただこうと思い、今日この資料にこの部分を載せて、ご報告させていただいたところです。

近藤委員長

いかがですか。今の教育長のお話で、お考えがおありでしたら、どんどん出していただきたいと思います。

教育長がおっしゃったように、学校間の成績云々については報告をしないと、とりあえず結論を出しているわけですが、東京都全体の中でどのくらいの位置づけにいるかというおっしゃり方を今されましたけれども、このあたりは非常に微妙ですよね。やっぱり区市間の比較になってしまう、そこまでは許容できるのか、できないのかというのは、個々にみんな違うと思うんですけれども、今日1日話し合って結論が出る問題でもないのかなというような気もするんですね。

ただ、結果の概要について、千代田の子どもたちがどういう点に優れているというよりもまさっていて、どういう点が他区との比較の中で落ち込みを見せているとかというような表現の仕方であれば、区市間の優劣に触れるような状況じゃなくて、学力的なものだけのご報告であれば、この前とりあえず決めた範疇なのかなとも思いますけれども、どうでしょうね。1つ緩むこ

とで、どんどん緩んでいってしまう嫌いもありますよね。なかなか難しい部分だなという気はしますね。

中川委員

学力テストの本当の目的というのは、優劣をつけることではなくて、子どもたちや学校全体で学力的に何ができて、何ができないかということを中心に分析することが一番の目的じゃないかと思うんですね。だから、もう少し何か形を変えたいというのであれば、千代田区の子どもたちはこういう傾向がありますということ、もっともっと詳しく分析したものを載せるとか、そういうことはしたほうがいいんじゃないかなという気がするんです。

千代田区は、ほかの区に比べたら、随分恵まれていると言われてはいますよね。だから、恵まれている中で、何もほかと比べるとか、そういうことをする必要というのはないんじゃないかという気がするんです。

1人1人の分析というのは、もっとしなきゃいけないかもしれないですけど。

教育長

中川委員がおっしゃった1人1人の分析ですとか、あるいは学校全体としての教科ごとの課題分析とか、指導方法の改善とかを十分に行って、学校としての授業改善に役立てていくというのは本来の趣旨ですから、そのところは大事だと思います。

ただ一方で、最近、説明責任ということが言われている中で、その辺の兼ね合いというのが私自身もどう捉えていったらいいか十分わからない。学校ごとの成績は、千代田区では明らかにして公表すべきではないと思うのですが、教育に対して力を入れていて、それ相応の予算も投入している中で、区全体としての教育レベルがどの程度あるかというところを、一定の範囲で、区民の方にお知らせすることも必要かなという思いもあり、今日ご議論いただく意味で提起させていただきました。少し時期尚早ということで、今回はとりあえず見送り、もう少し検討してからということでも構わないとは思いますが。

近藤委員長

教育長がおっしゃったように、東京都は、正答率という言い方でよかったんですけど。東京都の正答率が何がして、平均正答率が何がして、千代田の今回の何年生の平均正答率は何がしてという、その程度の報告というか、その程度を書きあらわして、あとさらにその教科の、さっきちょっとお話しした千代田の子どもたちのすぐれている部分、さらにはちょっと落ち込んでいる部分がこういう点であってとかというような表現であれば、どうですか、皆さん多分納得できる状況、この前一応決めたというか、共通認識した範疇であると思うんです。

教育長

例えば、公表案をつくって、次回の教育委員会に「かけはし」の原稿としてかけさせていただいてということでも、スケジュール的には大丈夫ですか。

子ども総務課長

大丈夫です。案のほうが可能ならば。

教育長

だったら、この部分は次回に。

指導課長

今いただいたご意見を踏まえて案を作成したいと思いますが、1点だけ確

認をさせていただければと思います。

全国学力状況調査と東京都の学力調査がございます。こちらは、端的に正答率は、東京都はこれで、千代田はこうですよという数値だけ出しておいて、区としての分析として、概要的なものを書いていく程度にとどめるという範疇で、あと、教科ごとの分析もそれぞれ。

この学力テストの本来の趣旨というのは、1人1人の学力の分析をして、改善していく、先生方に見れば、授業を改善していくという大きな目的があると思います。区としては、区の教育行政にどう反映していくのかという分析をしていくのがいいのかなど、ご意見を聞いていて思いました。例えば、きめ細かな指導を、もっと充実していく必要があると、もう少し具体的に書くと思うんですけども、各学校の、きめ細かな指導の充実で担当している区費講師を、もう少し充実していく必要があるだろうとか、授業に関わっていくような、子ども自身の学力がどうだということではなくて、区の教育行政として、今後この学力テストの結果を踏まえて、こういう方向性で充実していくべきであろうというような書き方でまとめていけばよろしいでしょうか。

中川委員 私はそう思いますね。例えば区費講師といっても、いろんな専門があるわけだから、こういうところが足りないから、例えば、端的に言えば、理科の部分が弱いから理科をこういうふうに配置しますみたいなこととか、そういうことを細かく言っていただいたほうがいいんじゃないかと思うんです。

指導課長 学校は授業改善、学級は子どもの自己分析ないし勉強方法をしっかり指導する。区は、施策的な部分の自己評価的な充実論を語っていくという感じ。

近藤委員長 そうですね。
では、今、指導課長がまとめてくださったような形で、とりあえずは案文を見せていただきたいと思います。

指導課長 作成させていただきます。

近藤委員長 そのほかはございますか、広報のこと全体で。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長 特になければ、先へ進んでまいります。

それでは、次に、子ども施設課長より報告を願います。

子ども施設課長 富士見小学校校庭芝生化の検討状況につきまして、資料に基づき説明いたします。

当校の校庭芝生化につきましては、そのあり方について、昨年来検討を進めているところでございますが、11月に実施いたしましたアンケート調査の結果、また、芝生維持管理業者との協議等を踏まえ、本日報告するものでございます。

お手元の資料、「富士見小学校 校庭芝生化検討資料」をご覧ください。

現状でございますけれども、一年を通じて芝生が生えている状態とするために、平成26年度は、夏芝を6月に苗を植え、7月に種まき、冬芝を10月に種まきをしております。また、この3月に冬芝の種まきを行う予定でございます。

ます。

夏芝ですが、平成24年度、25年度は、7月に種まきのみを行っていましたが、平成26年度は、その夏芝の状態がよくなかったため、苗植えと種まきを行っております。

また、養生期間が、春、夏休み、秋と、年3回必要であります。なお、平成25年度で言いますと、春が大体約40日、夏休みで約40日、秋で大体約1カ月の約110日、養生期間としてかかっております。

この芝生の維持管理につきましては、国立競技場などで使用している技術で、都内の学校に比べましても、芝刈りや水まきといった維持管理には倍以上かけたものでございます。

また、毎年行われておりますイベントの影響が大きく、その後の芝生の維持管理を難しくしております、悪循環を起こしております。

委員の皆様には、イベント開催前後の写真をお配りいたしました。

昨年11月に実施しましたアンケートでは、児童、教育委員、保護者の方々からは、校庭芝生化については肯定的な意見が多くございました。ただ、一方で、養生期間が多いことが課題であるというところでもございまして、2番目の課題に移りますけれども、養生期間をいかに少なくするかというところでもございます。

ただ、1年中芝生化するには、芝生、特に夏芝が根づくため、芝生への負担を減らすための対策をとることが必要であります。

この現状、課題を踏まえまして、3番、対応策（案）を考えました。

(1)、1つ目は、現行の1年中天然芝を継続する考え方です。これは、子どもたちの意見を踏まえ、1年中天然芝を継続するものです。ただ、養生期間は必要でございます。春、夏休み、秋と、年3回実施する中で、以下、①から③の対策を講じていきます。運動会の実施時期を変更する。運動会を秋から春に変更します。それから、地域のイベントの開催内容の見直し。イベント時に放水を行っておりますが、それを取りやめ、芝生への負担を軽減する。また、地域のイベント会場を他の会場に変更し、天然芝の育成を図っていくという対策を講じてまいります。この考え方のメリットは、運動会を秋から春に変更すること、イベントを他の開場で実施すること等で、夏芝を育成していくことによって、夏芝が根づいて、数年後には夏休みの養生期間の短縮が期待されると。デメリットとしましては、学校と年間行事の調整が必要であること、また、イベントが地域のイベントであるということで、芝生のために会場を変更することに合意形成することが難しいのではないかとということが想定されます。

(2)、2つ目は冬芝のみで年間管理を行う考え方です。秋の運動会後に冬芝の種まきを行いまして、極力芝生地のクオリティを維持するというものです。この考え方では、夏の養生期間がなくなります。ただ、デメリットとしましては、冬芝は8月中旬には枯れてしまいますので、秋の運動会の時期には、芝生地のあちこちに裸地があちこち発生してしまうこと。また、冬

芝は、芝生への散水方法が重要なため、夏場、5月から7月にかけて芝生の状況を観察し、散水を行う必要があること。9月ごろは、その裸地から砂埃が発生しますので、防塵対策が必要であり、秋の運動会のときには、その裸地に砂をまくなどの対策が必要になってまいります。夏の養生期間がなくなることにより、そのための作業は減りますけれども、冬芝の維持管理にやっぱりお金がかかってしまいますので、年間の維持管理費用としては、現行と余り変わらないということになります。

3つ目は、現状の維持管理を行いつつ、イベント時に芝生の養生資材を導入する考え方です。これは、芝生の維持管理は現状のやり方を行いつつ、イベントの前日に、芝生の上を全面芝生専用の養生資材で覆い、イベント終了後撤去するという考え方です。よく運動場でコンサートとかを行うときに、下に敷き物をして、その上でイベントを行っているような、そういったことをイメージしていただけるとよろしいかと思えます。この考え方ですと、大勢の人が入っても、芝生へのダメージが軽減できる、数年後、夏芝が根づけば、夏芝の養生期間の短縮が期待できることがメリットに考えられますが、デメリットとしましては、この芝生の養生資材のレンタル料が高額であるということ、設置、撤去を含め、1泊2日、前日と当日で350万から400万円かかります。また、この養生資材は、毎年イベントのたびごとに必要になりますので、その都度費用はかかります。

この資料の裏面は、この3つの対応策を表にしたものでございます。

この現状と課題、また、アンケート結果、芝生維持管理業者との協議を経て考えた対応策を検討しまして、試行といたしまして、(2)の考え方、冬芝のみで年間管理を行っていきたくと今現在考えております。また、この維持管理を行っていく過程におきましては、学校の児童や保護者等に芝生の維持管理の一端を体験してもらおうなどの新しい取り組みを行っていきたくと考えております。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

ご質問はいかがでしょうか。

中川委員
子ども施設課長

具体的に、このイベントというのはキッズフェスのことですね。そうです。

中川委員
子ども施設課長

それだけでしょうか。ほかにもありますか？

中川委員
子ども施設課長

実際にこの写真というのは、そのときの前後の写真です。キッズフェス。

中川委員
子ども施設課長

はい。
この写真は、全部同じ場所ですか。同じ場所です。

中川委員
子ども施設課長

キッズフェスの前後ですか？
そうです。

近藤委員長

今のところは何のことでしょうか。

中川委員 キッズフェスというのが、夏休みの終わりに模擬店を出したり、この場所で子どもたちが、わんぱく太鼓などをするのは、それをやると、こういうことになっちゃうと。

子ども・教育部長 キッズフェスは、私も富士見出張所にいましたのでわかりますけども、各町会がいろいろとブースを出したりして、その富士見小学校の子どものためにいろいろとやっているわけですね。そこが悪いというのではなくて、どうも芝生のためには、一斉放水を最後に消防団がやるのですが、あれがよろしくないらしいんですよ。というのは、真夏の昼間に水をまくということは、結局水がお湯になって、そこが根腐れの原因になるらしいんですね。皆さん、芝生の上で靴を履くのではなくて、裸足ですとか靴下ですから、踏みつけて傷むのではなくて、恐らくですよ、恐らく最後の放水でびちゃびちゃになるのがどうもよくないんじゃないかということです。

中川委員 そうなんですか。でも、それだったら、何もあそこで放水する必要は全然ないわけです。

子ども・教育部長 今後の取り組みとして、消防団の方にお問い合わせとか、そういう工夫もしていかなくちゃいけないなとは思っています。

中川委員 学校として芝をちゃんと残したいと思うんだったら、あれはやめてくださいとお願いすればいいだけの話じゃないですか。

子ども施設課長 今、散水の話もございましたけど、やはり一度期に大勢の方が、裸足であれ、上履きであれ、踏みしめるというのかなり、踏圧というところでは影響は受けます。

子ども・教育部長 学校は地域あつての学校ということもあって、相当地域の方々のご理解があつてやってもらっているイベントですので、こちらから言い出しにくい部分があります。

中川委員 もちろんそうですよ。地域あつてのイベントだけど、放水をやるというのは、初めからやっていたわけではないですから。

子ども・教育部長 そうなんですか。

中川委員 そうですよ。キッズフェスを始めた頃は、私がかかわっていましたが、放水はありませんでした。途中から企画のひとつとして出てきたわけで、もしそれで芝生がこんなになるのだったら、一度やめてみればいいんじゃないかと思えます。

子ども・教育部長 恐らく踏圧だけではないと思うんですね、靴を履かないで入っているわけですから。私が想像するには、放水をしないことが効くんじゃないかと。

中川委員 そんなに水が悪いんだったら、それはやっぱね。

子ども・教育部長 お湯になって、あつという間に根ぐされするらしいです。

中川委員 簡単なことじゃないですか。

古川委員 それはただの放水なんですか。消防車のデモンストレーションみたいな感じですか。

子ども・教育部長 消防団で保護者の方がやっているお楽しみのところですよ。

中川委員 保護者というか、地域の消防団ですよ。消防団がホースで水をまいてく

	れるわけです。子どもたちが、わざわざそのために着がえて水着になります。
子ども・教育部長	水着になったりしてね。
中川委員	水着になって、わーっと言って喜ぶんだけど。
古川委員	そうですか。イベントの中のお楽しみの1つにはなっているんですね。
中川委員	お楽しみの1つだけど、何もそれをお楽しみにしなくても、幾らでも工夫できるわけですよ。
古川委員	そうですね。
教育部長	そこも、本当に科学的にどうかというところまでは厳密にわからないところもあるので、とりあえず試行という形で、それから、消防団にも少しご協力願うという形で、この(2)の案を試してみたいと思っています。都内の学校で天然芝を入れているところはあるんですけども、実は冬芝だけで管理しているところはないそうです。だから、こうすると、今回の富士見が初めてのケースになるんですけども、やはりアンケートの結果から、子どもたちや保護者は芝生を残してくれという要望が強いので、これでどのくらいのメンテができるものかどうか試させていただきたい。
中川委員	そうですね。
教育部長	この案で議会にも説明していきたいと思っています。
近藤委員長	よろしく願いいたします。
	それでは、先へ進みます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(2月5日号)掲載事項

九段中等教育学校

(1) 平成27年度九段中等教育学校適性検査応募状況

指導課

(1) 東京都教育委員会職員表彰

近藤委員長	日程第4、その他に入ります。
	子ども総務課長より報告を願います。
子ども総務課長	子ども総務課からのその他事項といたしましては、例月どおり、教育委員会の行事予定、それから広報千代田、こちら2月5日号になりますけど、こちらの掲載事項でございます。
	中身につきましては、こちらの表をご覧いただきたいと思います。ご説明は省略させていただきます。
	以上です。
近藤委員長	ご質問はよろしいですか。

(なし)

近藤委員長 特になければ先へ進みます。

次に、九段中等教育学校経営企画室より報告を願います。

副参事(特命担当) 資料に基づきまして、九段中等教育学校の適性検査応募状況について報告させていただきます。

先週1月21日、22日の日に出願の受け付けをしたところでございます。その状況で、昨年と比べて、男子のほうが、A区分の男子、これが、昨年81だったところが60、倍率で1.5倍です。女子が、78のところ81ということで、2.03倍という状況でございます。B区分につきましては、約80名程度の減で、倍率としては10.48倍、昨年は11.44倍でございました。という状況でございます。

この状況に基づきまして、今度、適性検査が2月3日火曜日に行われて、合格の発表が2月6日に行われるという、そういう段取りになっております。

以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。

ご質問はよろしいですか。

(なし)

近藤委員長 では、先へ進んでまいります。

そのほかはいかがでしょう。全体を通して何かございますか。報告事項は何かございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長 教育委員のほうからはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長 それでは、特にないようです。以上をもって、本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。